○九州地方整備局告示第六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	山鹿市南島字西原一二一四番三から同市南島字本村八七五番一まで	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月十七日

○北海道開発局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百五十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道紋別郡遠軽町丸瀬布新町七四番一から同町丸瀬布新町七三番一まで	前	五三・八三～六九・六六メートル	○○・一四五キロメートル	
	後	四九・八三～六五・〇一メートル	○○・一四五キロメートル	
北海道紋別郡遠軽町丸瀬布金山二二七番一地先内	前	七一・五四～八四・〇一メートル	○○・○一○○キロメートル	
	後	七一・五四～八四・一六メートル	○○・○一○○キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

北海道開発局長　今　日出人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百五十号	北海道紋別郡遠軽町丸瀬布南丸四〇番一地先から同町瀬戸瀬東町一二二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　平成二十九年三月十九日十五時

○北海道開発局告示第五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道瀬棚郡今金町字花石一二六番一から同町字住吉一〇〇番まで	前	A 六・八〇～七五・〇〇メートル	一三・三六四キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一五・五〇～一九六・〇〇メートル	六・四一三キロメートル	
北海道瀬棚郡今金町字花石一〇七番二から同町字住吉一一三地先まで	後	A 六・八〇～七五・〇〇メートル	一三・二三〇キロメートル	
		B 一五・五〇～一九六・〇〇メートル	六・〇九三キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道空知郡南幌町五三五番から同町五三四番一まで	後	二一・四七～二四・〇五メートル	○○・〇九〇〇キロメートル	
北海道空知郡南幌町一二八六番九から同町四四二九番まで	前	二一・四七～三〇・八六メートル	○○・〇九〇〇キロメートル	
	後	一八・一八～二四・五五メートル	○○・八三四キロメートル	
		一八・一八～二四・五五メートル	○○・八三四キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

北海道開発局長　今　日出人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十四号	根室市湖南四四番一から同市湖南四一番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局釧路開発建設部
〃	根室市川口八四番一地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
二百三十号	北海道瀬棚郡今金町字花石一番四地先から同町字花石二〇九番四地先まで	北海道開発局及び同局函館開発建設部
〃	北海道瀬棚郡今金町字花石二三四番一地先から同町字中里六番五地先まで	〃
〃	北海道瀬棚郡今金町字中里二二番六から同町字中里二一番二まで	〃
〃	北海道瀬棚郡今金町字住吉三二七番一五地先から同町字住吉四三五番二まで	〃
〃	北海道瀬棚郡今金町字住吉三八五番二から同町字住吉三七八番五まで	〃
〃	北海道瀬棚郡今金町字住吉三七八番一地内	〃
〃	北海道瀬棚郡今金町字住吉三七八番一地先から同町字住吉二六七番一地先まで	〃
〃	北海道瀬棚郡今金町字住吉二七六番一から同町字住吉二七五番一まで	〃

供用開始の期日　平成二十九年三月十七日